

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年3月2日提出
【発行者名】	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 数間 浩喜
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【事務連絡者氏名】	吉田 雄資
【電話番号】	03-5290-3423
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	スイス・グローバル・リーダー・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	募集額 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出し、平成23年6月24日付をもって提出した有価証券届出書（平成23年7月15日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）につきまして訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するものであります。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正内容を示します。

第一部【証券情報】

（3）発行（売出）価額の総額

<訂正前>

当初申込期間 1,000億円を上限とします。

継続申込期間 5,000億円を上限とします。

（略）

<訂正後>

5,000億円を上限とします。

（略）

（4）発行（売出）価格

<訂正前>

当初申込期間 1口当たり1円とします。

継続申込期間 取得申込受付日¹の翌営業日の基準価額²とします。

（略）

<訂正後>

取得申込受付日¹の翌営業日の基準価額²とします。

（略）

（5）申込手数料

<訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

（略）

<訂正後>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

（略）

（7）申込期間

<訂正前>

当初申込期間 平成23年7月11日から平成23年7月28日までです。

継続申込期間 平成23年7月29日から平成24年9月3日までです。

（略）

<訂正後>

継続申込期間 平成23年7月29日から平成24年9月3日までです。

（略）

（ 9 ） 払込期日

< 訂正前 >

当初申込期間

当ファンドの受益権の取得申込者は、当初申込期間中にお申込代金を販売会社に支払います。

当初申込期間中に、投資家から申込みされた募集に係る取得申込受付日の発行価額の総額は、設定日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間

当ファンドの受益権の取得申込者は、お申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

継続申込期間中に、投資家から申込みされた募集に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

< 訂正後 >

当ファンドの受益権の取得申込者は、お申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの受益権の取得申込者は、お申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

投資家から申込みされた募集に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

（ 1 ） ファンドの目的及び基本的性格

< 訂正前 >

（ 略 ）

< ファンドの特色 >

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の成長を目指して、「スイス株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。）受益証券を主要投資対象として運用を行うことを基本とします。

ファンドの特色

1 「スイス株式マザーファンド」受益証券への投資を通じて、スイス株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。

- なお、マザーファンドにおけるスイス株式等の運用指図に関する権限を「ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー」に委託します。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に株式実質組入比率を引き下げる場合があります。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2 主に安定した企業基盤があり、特定の分野で世界No.1のリーディングカンパニー*へ集中投資します。

※世界No.1のリーディングカンパニーとは「ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー」による調査・分析の結果、特定の分野で売上高等がトップシェアを有すると認められる企業を指します。

3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4 原則、年4回（3、6、9、12月の各4日。当該日が休業日の場合は翌営業日）決算を行い、安定的な分配を目指します。

- 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- 初回決算日は2011年9月5日(月)となります。

ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーについて

- スイスを代表する資産運用会社の一つ
- 1969年スイスで設立。グローバルに20拠点を展開(2011年4月末現在)
- 運用資産額:約740億米ドル(約6兆739億円:2011年4月末現在)
- 世界の個人投資家・機関投資家に様々な運用戦略を提供

<訂正後>

(略)

<ファンドの特色>

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の成長を目指して、「スイス株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。) 受益証券を主要投資対象として運用を行うことを基本とします。

ファンドの特色

1 「スイス株式マザーファンド」受益証券への投資を通じて、スイス株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。

- なお、マザーファンドにおけるスイス株式等の運用指図に関する権限を「ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー」に委託します。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に株式実質組入比率を引き下げる場合があります。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2 主に安定した企業基盤があり、特定の分野で世界No. 1のリーディングカンパニー*へ集中投資します。

*世界No. 1のリーディングカンパニーとは「ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー」による調査・分析の結果、特定の分野で売上高等がトップシェアを有すると認められる企業を指します。

3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4 原則、年4回(3、6、9、12月の各4日。当該日が休業日の場合は翌営業日)決算を行い、安定的な分配を目指します。

- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーについて

- スイスを代表する資産運用会社の一つ
- 1969年スイスで設立。グローバルに23拠点を展開
- 運用資産額:約766億米ドル(約5兆9,548億円)
- 世界の個人投資家・機関投資家に様々な運用戦略を提供

(2011年12月末現在)

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

平成23年7月29日 信託契約締結、設定、運用開始(予定)

<訂正後>

平成23年7月29日 信託契約締結、設定、運用開始

(3) ファンドの仕組み

< 訂正前 >

(略)

委託会社等の概況

() 資本金の額 1,550百万円 (平成23年5月末現在)

(略)

() 大株主の状況 (平成23年5月末現在)

(略)

< 訂正後 >

(略)

委託会社等の概況

() 資本金の額 1,550百万円 (平成23年12月末現在)

(略)

() 大株主の状況 (平成23年12月末現在)

(略)

2 投資方針

（3）運用体制

<訂正前>

（委託会社の運用体制と社内内規等）

（略）

<訂正後>

（委託会社の運用体制と社内規程等）

（略）

（4）分配方針

<訂正前>

（略）

留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<訂正後>

（略）

留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

3 投資リスク

<訂正前>

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

（略）

<リスクの管理体制>

（委託会社のリスク管理体制）

ファンドのリスク要因の分析・検証は、毎月開催される外部委託運用会議で行われるとともに、コンプライアンス・リスク管理部にて検証の上、その結果はリスク管理委員会へ報告されることになっています。また、外部委託運用部では投資制限の遵守状況をモニターするとともに、運用委託先による運用結果や、ポートフォリオの各種リスク特性を表す指標について分析を行い、投信投資戦略会議および外部委託運用会議において報告を行っております。

（略）

<訂正後>

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

（略）

<リスクの管理体制>

（委託会社のリスク管理体制）

ファンドのリスク要因の分析・検証は、毎月開催される外部委託運用会議で行われるとともに、コンプライアンス・リスク管理部にて検証の上、その結果はコンプライアンス・リスク管理委員会へ報告されることになっています。また、外部委託運用部では投資制限の遵守状況をモニターするとともに、運用委託先による運用

結果や、ポートフォリオの各種リスク特性を表す指標について分析を行い、投信投資戦略会議および外部委託運用会議において報告を行っております。

（略）

4 手数料等及び税金

（１）申込手数料

< 訂正前 >

< 申込み時に受益者が負担する費用・税金 >

時期	項目	費用・税金
申込み時	申込手数料および消費税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 （略）

（略）

< 訂正後 >

< 申込み時に受益者が負担する費用・税金 >

時期	項目	費用・税金
申込み時	申込手数料および消費税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 （略）

（略）

（５）課税上の取扱い

以下の内容に更新・訂正します。

< 更新・訂正後 >

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

[平成24年12月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用されます。

上記税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

< 一部解約時および償還時 >

[平成24年12月31日まで]

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日まで]

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用されます。

上記税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

です。

法人の受益者に対する課税

[平成24年12月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7.147%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記税率は、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税15.315%）となる予定です。

(注1) 個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記＜収益分配金の課税について＞をご参照ください。）

(注2) 収益分配金の課税について

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

[次へ](#)

5 運用状況

以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(1) 投資状況

平成23年12月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	535,191,994	97.00
現金及びその他の資産（負債控除後）		16,568,344	3.00
合計（純資産総額）		551,760,338	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<参考>

上記表における「親投資信託受益証券」は、全て「スイス株式マザーファンド」の受益証券であります。同マザーファンドの全体の投資状況は以下のとおりです。

スイス株式マザーファンド

平成23年12月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	スイス	511,103,115	95.50
現金及びその他の資産（負債控除後）		24,083,525	4.50
合計（純資産総額）		535,186,640	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）時価合計（円）については、平成23年12月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位30銘柄

平成23年12月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	保有数量 （口）	簿価 単価 （円）	簿価金額 （円）	評価 単価 （円）	評価金額 （円）	評価損益 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	スイス株式マザー ファンド	635,770,960	0.8434	536,209,228	0.8418	535,191,994	1,017,234	97.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 種類別投資比率

平成23年12月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.00
合計	97.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

<参考> スイス株式マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位30銘柄

平成23年12月30日現在

順位	種類	通貨	国/地域	銘柄名	業種	保有数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	外国株式	スイス・フラン	スイス	NESTLE SA-REGISTERED-B	食品・飲料・たばこ	26,540	4,157	110,335,124	4,432	117,630,163	21.98
2	外国株式	スイス・フラン	スイス	NOVARTIS AG-REG SHS	医薬品・バイオテクノロジー	16,530	3,843	63,532,672	4,403	72,785,599	13.60
3	外国株式	スイス・フラン	スイス	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー	3,880	11,084	43,006,819	13,156	51,045,199	9.54
4	外国株式	スイス・フラン	スイス	SWISS RE LTD	保険	9,785	3,610	35,325,630	3,921	38,368,549	7.17
5	外国株式	スイス・フラン	スイス	ABB LTD	資本財	26,360	1,543	40,670,664	1,448	38,166,694	7.13
6	外国株式	スイス・フラン	スイス	CIE FINANC RICHEMONT-A	耐久消費財・アパレル	8,645	4,136	35,758,894	3,910	33,805,495	6.32
7	外国株式	スイス・フラン	スイス	THE SWATCH GROUP AG-B	耐久消費財・アパレル	850	33,770	28,704,207	28,760	24,445,645	4.57
8	外国株式	スイス・フラン	スイス	SGS	商業・専門サービス	160	127,281	20,365,006	127,425	20,388,046	3.81
9	外国株式	スイス・フラン	スイス	GALENICA AG-REG	ヘルスケア機器・サービス	435	43,455	18,902,829	45,645	19,855,523	3.71
10	外国株式	スイス・フラン	スイス	GEBERIT AG-REG	資本財	945	15,392	14,545,911	14,868	14,049,941	2.63
11	外国株式	スイス・フラン	スイス	SIKA INHABER	素材	95	152,042	14,443,991	145,534	13,825,768	2.58
12	外国株式	スイス・フラン	スイス	AUSTRIAMICROSYSTEMS AG-BR	半導体・半導体製造装置	3,580	3,642	13,037,159	3,225	11,545,178	2.16
13	外国株式	スイス・フラン	スイス	PARTNERS GROUP HOLDING AG	各種金融	845	12,144	10,261,718	13,520	11,424,244	2.13
14	外国株式	スイス・フラン	スイス	SONOVA HOLDING AG-REG	ヘルスケア機器・サービス	1,370	7,799	10,684,918	8,062	11,045,317	2.06
15	外国株式	スイス・フラン	スイス	DUFREY GROUP-REG	小売り	1,225	7,807	9,562,994	7,103	8,701,262	1.63
16	外国株式	スイス・フラン	スイス	INFICON HOLDING AG-REG	テクノロジー・ハードウェア	660	10,723	7,077,126	12,734	8,404,612	1.57
17	外国株式	スイス・フラン	スイス	BUCHER INDUSTRIES AG-REG	資本財	495	13,747	6,804,979	13,255	6,561,327	1.23
18	外国株式	スイス・フラン	スイス	SYNTHESE	ヘルスケア機器・サービス	500	11,909	5,954,329	13,048	6,524,241	1.22
19	外国株式	スイス・フラン	スイス	ZEHNDER GROUP AG-BR	資本財	600	4,156	2,493,440	4,217	2,530,314	0.47

(注1) 外貨建証券の評価金額は、平成23年12月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注2) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注3) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

b. 種類別投資比率

平成23年12月30日現在

資産の種類	投資比率 (%)
株式	95.50
合計	95.50

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

c. 業種別投資比率

平成23年12月30日現在

業種	評価金額（円）	投資比率（％）
医薬品・バイオテクノロジー	123,830,796	23.14
食品・飲料・たばこ	117,630,163	21.98
資本財	61,308,276	11.46
耐久消費財・アパレル	58,251,140	10.88
保険	38,368,549	7.17
ヘルスケア機器・サービス	37,425,081	6.99
商業・専門サービス	20,388,046	3.81
素材	13,825,768	2.58
半導体・半導体製造装置	11,545,178	2.16
各種金融	11,424,244	2.13
小売り	8,701,262	1.63
テクノロジー・ハードウェア	8,404,612	1.57
合計	511,103,115	95.50

（注）投資比率はファンドの純資産総額に対する各業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（3）運用実績

純資産の推移

平成23年12月30日及び同日前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	1万口当たり純資産額		ファンドの純資産総額	
	分配落ち （円）	分配付き （円）	分配落ち （円）	分配付き （円）
第1期末（平成23年9月5日）	9,210	9,210	580,115,517	580,115,517
第2期末（平成23年12月5日）	8,435	8,435	557,231,147	557,231,147
平成23年7月末	10,000	-	584,480,000	-
8月末	9,042	-	568,103,372	-
9月末	8,263	-	555,911,973	-
10月末	9,075	-	606,720,579	-
11月末	8,197	-	541,505,998	-
12月30日	8,410	-	551,760,338	-

分配の推移

	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	自 平成23年7月29日 至 平成23年9月5日	0
第2期	自 平成23年9月6日 至 平成23年12月5日	0

収益率の推移

	収益率（％）
第1期	7.90
第2期	8.41

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

（4）設定及び解約の実績

当ファンドの設定日（平成23年7月29日）から第2期末（平成23年12月5日）までの設定及び解約の実績は次のとおりです。

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	630,924,039	1,045,140
第2期	54,295,309	23,580,603

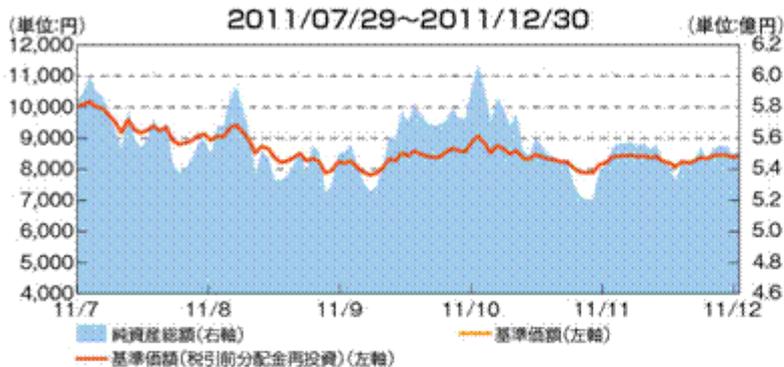
（注1）設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

（注2）本邦外における設定及び解約はありません。

<参考情報>

(基準日：2011年12月30日)

基準価額・純資産の推移



- (注1) 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものと委託会社にて計算しており、実際の騰落率とは異なります(以下同じ)。
 (注2) 基準価額及び純資産総額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(純資産総額に対して1.764%(税込み))は控除されております(以下同じ)。
 (注3) 当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。
 (注4) 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び純資産総額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

基準価額	8,410円
純資産総額	5.52億円

(注) 基準価額は、分配控除後です。

構成比率(対純資産)

スイス株式マザーファンド	97.00%
コール・ローン等	3.00%
合計	100.00%

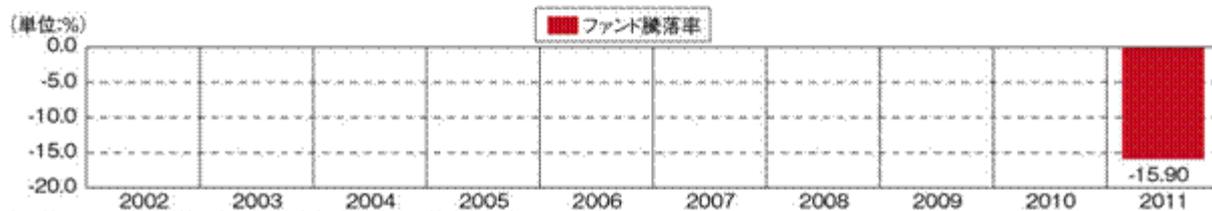
分配の推移(1万口当たり、税引前)

2011年09月	0円
2011年12月	0円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

(注1) 直近5年分の分配実績を記載しております。

(注2) 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあり得ます。

年間収益率の推移(暦年ベース)



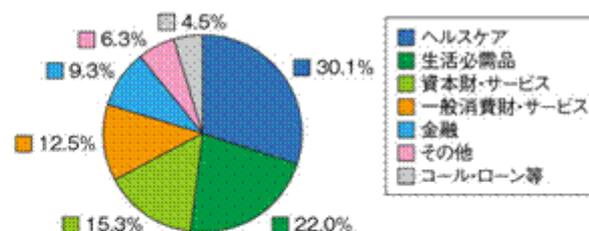
- (注1) ファンド騰落率は、基準価額(税引前分配金再投資)を使用して算出しております。
 (注2) 2011年は設定日(2011年07月29日)を10,000とし基準日までの騰落率です。
 (注3) 当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。

主要な資産の状況(マザーファンド)

構成比率(対純資産)

株式	95.50%
コール・ローン等	4.50%
合計	100.00%

業種別構成比率(対純資産)



組入上位10銘柄

	銘柄名	通貨	発行国/地域	業種	純資産比
1	NESTLE SA-REGISTERED-B	スイス・フラン	スイス	生活必需品	22.0%
2	NOVARTIS AG-REG SHS	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	13.6%
3	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	9.5%
4	SWISS RE LTD	スイス・フラン	スイス	金融	7.2%
5	ABB LTD	スイス・フラン	スイス	資本財・サービス	7.1%
6	CIE FINANC RICHEMONT-A	スイス・フラン	スイス	一般消費財・サービス	6.3%
7	THE SWATCH GROUP AG-B	スイス・フラン	スイス	一般消費財・サービス	4.6%
8	SGS	スイス・フラン	スイス	資本財・サービス	3.8%
9	GALENICA AG-REG	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	3.7%
10	GEBERIT AG-REG	スイス・フラン	スイス	資本財・サービス	2.6%
銘柄数				19銘柄	

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

(1) 当ファンドの受益権の取得申込みは、当初申込期間（平成23年7月11日から平成23年7月28日まで）は販売会社の営業時間内にお申込みいただくことができます。

継続申込期間（平成23年7月29日から平成24年9月3日まで）は、申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。ただし、スイス証券取引所の休業日においては、取得のお申込みを受付けないものとします。

お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

(略)

(3) 当該受益権の申込価額は、当初申込期間（平成23年7月11日から平成23年7月28日まで）は1口当たり1円です。継続申込期間（平成23年7月29日から平成24年9月3日まで）は取得申込受付日の翌営業日における基準価額とします。

(略)

(4) お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口あたり1円）に、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

(略)

<訂正後>

(1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。ただし、スイス証券取引所の休業日においては、取得のお申込みを受付けないものとします。

お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

(略)

(3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額とします。

(略)

(4) お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

(略)

3 資産管理等の概要

(4) 計算期間

<訂正前>

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月5日から6月4日、6月5日から9月4日、9月5日から12月4日および12月5日から翌年3月4日までとします。なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1期計算期間は、平成23年7月29日から平成23年9月5日までとし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

<訂正後>

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月5日から6月4日、6月5日から9月4日、9月5日から12月4日および12月5日から翌年3月4日までとします。なお、前記の原則により各計算期間終了日

に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) その他

<訂正前>

(略)

募集・販売契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

投資顧問契約

委託会社とユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーとの間の投資一任契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資一任契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知っている受益者に対して書面を交付します。ただし全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

— 信託事務処理の再信託

(略)

<訂正後>

(略)

関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

委託会社と運用委託先との間の投資一任契約は、原則として、ファンドの償還日に終了するものとします。ただし、運用委託先が契約に違反した場合等には、契約の中止または変更をすることができます。

— 信託事務処理の再信託

(略)

第3 ファンドの経理状況

以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成23年7月29日から平成23年12月5日までの財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

[次へ](#)

1 財務諸表

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

		当期
		(平成23年12月5日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		18,592,001
親投資信託受益証券		541,108,771
流動資産合計		559,700,772
資産合計		559,700,772
負債の部		
流動負債		
未払解約金		25,000
未払受託者報酬		115,908
未払委託者報酬		2,318,602
その他未払費用		10,115
流動負債合計		2,469,625
負債合計		2,469,625
純資産の部		
元本等		
元本		660,593,605
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		103,362,458
純資産合計		557,231,147
負債純資産合計		559,700,772

[次へ](#)

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	当期 自 平成23年 7月29日 至 平成23年12月 5日
営業収益	
受取利息	3,281
有価証券売買等損益	91,691,229
営業収益合計	91,687,948
営業費用	
受託者報酬	165,432
委託者報酬	3,309,297
その他費用	14,437
営業費用合計	3,489,166
営業損失 ()	95,177,114
経常損失 ()	95,177,114
当期純損失 ()	95,177,114
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	1,796,596
期首剰余金又は期首欠損金 ()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,008,673
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,008,673
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,990,613
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,990,613
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	103,362,458

[次へ](#)

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期
	自 平成23年 7月29日 至 平成23年12月 5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当計算期間は期末が休日のため平成23年 7月29日から平成23年12月 5日までとなっております。

(追加情報)

当期
自 平成23年 7月29日 至 平成23年12月 5日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月 4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月 4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

	当期 (平成23年12月 5日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	660,593,605口
2. 投資信託財産計算規則第55条の 6 第10号に規定する額	元本の欠損 103,362,458円
3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 0.8435円 (1 万口当たり純資産額 8,435円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

当期 自 平成23年 7月29日 至 平成23年12月 5日	
1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	956,966円
2．分配金の計算過程 平成23年 7月29日から平成23年 9月 5日に至る計算期間末に、収益調整金（242円）を対象収益として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、分配を行わないことに決定しました。 平成23年 9月 6日から平成23年12月 5日に至る計算期間末に、収益調整金（14,420円）を対象収益として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、分配を行わないことに決定しました。	

（金融商品に関する注記）

	当期 自 平成23年 7月29日 至 平成23年12月 5日
1．金融商品の状況に関する事項	<p>（1）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。</p> <p>（2）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券関係）に記載しております。 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>（3）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p>

	当期 自 平成23年 7月29日 至 平成23年12月 5日
2. 金融商品の時価等に関する事項	<p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p> <p>（4）金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>（1）貸借対照表計上額、時価およびその差額 当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>（2）時価の算定方法 親投資信託受益証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

当期 （平成23年12月 5日現在）
該当事項はございません。

（その他の注記）

	当期 自 平成23年 7月29日 至 平成23年12月 5日
信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額 及び期中解約元本額	
期首元本額	584,480,000円
期中追加設定元本額	100,739,348円
期中解約元本額	24,625,743円

（有価証券関係）

当期（自平成23年 7月29日 至平成23年12月 5日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	45,026,739
合計	45,026,739

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

（4）附属明細表

有価証券明細表

（ ）株式

該当事項はございません。

（ ）株式以外の有価証券

次表の通りです。

平成23年12月 5日現在

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	スイス株式マザーファンド	641,580,236	541,108,771	-
合計		641,580,236	541,108,771	-

（注）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

<参考>

当ファンドは「スイス株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次のとおりです。

*なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

スイス株式マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

区分	(平成23年12月5日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	34,762,372
コール・ローン	15,988
株式	506,318,833
流動資産合計	541,097,193
資産合計	541,097,193
負債の部	
流動負債	
該当事項なし	-
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	641,580,236
剰余金	
欠損金	100,483,043
純資産合計	541,097,193
負債・純資産合計	541,097,193

「スイス株式マザーファンド」は、平成23年7月29日に信託契約を締結し、平成24年6月4日に第1期決算を行います。上の表は、平成23年12月5日現在における同マザーファンドの状況です。（同マザーファンドの計算期間は「スイス・グローバル・リーダー・ファンド」の計算期間とは異なります。）

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成23年 7月29日 至 平成23年12月 5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>原則として取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。</p> <p>但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>
5. その他	<p>当計算期間は期末が休日のため平成23年 7月29日から平成23年12月 5日までとなっております。</p>

(追加情報)

自 平成23年 7月29日 至 平成23年12月 5日
<p>当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月 4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月 4日）を適用しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

	（平成23年12月5日現在）
1．計算期間末日における受益権の総数	641,580,236口
2．投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 100,483,043円
3．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.8434円 （1万口当たり純資産額 8,434円）

（金融商品に関する注記）

	自 平成23年7月29日 至 平成23年12月5日
1．金融商品の状況に関する事項	<p>（1）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。</p> <p>（2）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券関係）に記載しております。 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>（3）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p>

	自 平成23年 7月29日 至 平成23年12月 5日
2. 金融商品の時価等に関する事項	<p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価およびその差額</p> <p>当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法</p> <p>株式</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

(平成23年12月 5日現在)	
該当事項はございません。	

(その他の注記)

	自 平成23年 7月29日 至 平成23年12月 5日
開示対象ファンドの期首における当該マザー ファンドの元本額	566,940,000円
同期中における追加設定元本額	88,374,264円
同期中における解約元本額	13,734,028円
同期末における元本の内訳*	
ファンド名	
スイス・グローバル・リーダー・ファンド	641,580,236円
(合計)	641,580,236円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券関係）

（自平成23年7月29日 至平成23年12月5日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	7,142,391
合計	7,142,391

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

（3）附属明細表

有価証券明細表

（ ）株式

次表の通りです。

平成23年12月5日現在

種類	銘柄	株数	評価単価	評価金額	備考	
スイス・フラン	NESTLE SA-REGISTERED-B	26,540	50.95	1,352,213.00	-	
	NOVARTIS AG-REG SHS	16,530	49.69	821,375.70	-	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	4,080	147.60	602,208.00	-	
	THE SWATCH GROUP AG-B	850	359.80	305,830.00	-	
	ABB LTD	26,360	17.29	455,764.40	-	
	CIE FINANC RICHEMONT-A	8,645	49.80	430,521.00	-	
	SWISS RE LTD	9,785	49.38	483,183.30	-	
	AUSTRIAMICROSYSTEMS AG-BR	3,580	36.90	132,102.00	-	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	845	169.60	143,312.00	-	
	GEBERIT AG-REG	945	178.20	168,399.00	-	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	650	112.20	72,930.00	-	
	GALENICA AG-REG	435	529.50	230,332.50	-	
	SGS	160	1,577.00	252,320.00	-	
	DUFREY GROUP-REG	1,225	91.40	111,965.00	-	
	SYNTHES	500	152.50	76,250.00	-	
	SIKA INHABER	95	1,680.00	159,600.00	-	
	BUCHER INDUSTRIES AG-REG	495	156.00	77,220.00	-	
	INFICON HOLDING AG-REG	660	140.00	92,400.00	-	
	スイス・フラン 通貨計				5,967,925.90	-
					(506,318,833円)	-
ファンド計				(506,318,833円)	-	

（ ）株式以外の有価証券

該当事項はございません。

（注1）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。

（注2）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率（％）	合計額に対する比率（％）
スイス・フラン	株式 18銘柄	93.57	100.00
合計	18銘柄	93.57	100.00

組入時価比率は通貨種類毎の組入時価の純資産に対する比率、合計額に対する比率は外貨建有価証券の時価総額に対する外貨毎の種類別の有価証券の時価の比率です。

[次へ](#)

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成23年12月30日現在

資産総額（円）	552,434,281
負債総額（円）	673,943
純資産総額（ - ）（円）	551,760,338
発行済数量（口）	656,057,749
1 単位当り純資産額（ / ）（円）	0.8410

< 参 考 >

純資産額計算書

スイス株式マザーファンド

平成23年12月30日現在

資産総額（円）	535,186,640
負債総額（円）	0
純資産総額（ - ）（円）	535,186,640
発行済数量（口）	635,770,960
1 単位当り純資産額（ / ）（円）	0.8418

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(1) 資本金の額（平成23年12月末現在）

資本金の額	1,550百万円
会社が発行する株式の総数	50,000株
発行済株式総数	24,085株

最近5年間における主な資本金の額の増減

平成21年12月29日 資本金の額を1,200百万円から1,550百万円に増額しました。

(2) 会社の機構（平成23年12月末現在）

会社の意思決定機構

定款に基づき3名以上20名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権を行使することができる株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席して、その過半数によって決し、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。補欠により就任した取締役の任期は、前任取締役の残任期間までとし、増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とします。

取締役会は、取締役中より代表取締役を選任します。また、取締役の中から会長、社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

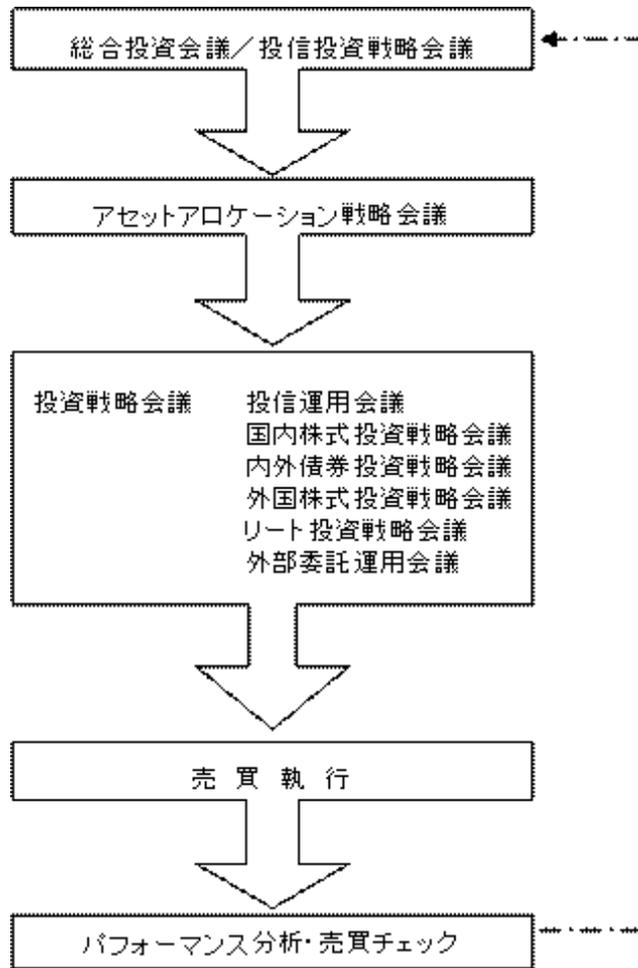
取締役会は、取締役社長が召集し、議長となります。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は開催日の少なくとも3日前にこれを発します。ただし、緊急の必要のあるときはこの限りではありません。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

総合投資会議において受託資産に係る全社的な基本運用方針の決定と評価を行います。信託財産に係る基本運用方針については、投信投資戦略会議および総合投資会議で決定されます。

資産配分はアセット・アロケーション戦略会議において決定されます。銘柄選定は、モデル等を利用した定量的な分析に、定性的な判断を加えて投信運用会議にて基本方針が決定されます。銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。そのために独自の資産評価モデルを保有・活用し、投資顧問部門と同じ運用手法で行うファンドについては投資戦略会議において投資戦略を共有化していきます。



2 事業の内容及び営業の概況

< 訂正前 >

(略)

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成23年5月末現在、計64本（追加型株式投資信託60本、単位型株式投資信託4本）であり、その純資産総額の合計は235,583百万円です。

< 訂正後 >

(略)

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成23年12月末現在、計72本（追加型株式投資信託68本、単位型株式投資信託4本）であり、その純資産総額の合計は198,216百万円です。

[次へ](#)

3 委託会社等の経理状況

以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

1. 委託会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
なお、第25期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第26期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表及び第26期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表について新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

[次へ](#)

(1) 貸借対照表

		前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
(資産の部)			
流動資産			
1 現金・預金		877,030	1,405,679
2 前払費用		50,824	48,213
3 未収還付法人税等		1,581	-
4 未収委託者報酬		476,968	454,473
5 未収運用受託報酬		134,196	218,965
6 未収収益		-	24
7 その他		873	657
流動資産合計		1,541,475	2,128,013
固定資産			
1 有形固定資産			
(1) 建物	* 1	82,905	81,367
(2) 器具備品	* 1	51,683	47,612
有形固定資産合計		134,588	128,980
2 無形固定資産			
(1) 電話加入権		4,535	4,535
(2) 意匠権		-	15
無形固定資産合計		4,535	4,550
3 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		19,525	25,013
(2) 関係会社株式		-	41,085
(3) 長期差入保証金		155,088	193,917
(4) その他		23	24
投資その他の資産合計		174,637	260,040
固定資産合計		313,761	393,571
資産合計		1,855,236	2,521,585

		前事業年度 (平成22年3月31日現在)		当事業年度 (平成23年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			4,849		5,196
2 未払金					
(1) 未払手数料	* 2	212,825		205,358	
(2) その他未払金	* 2	55,836	268,661	81,409	286,767
3 未払費用	* 2		115,162		165,776
4 未払消費税等			2,553		21,571
5 未払法人税等			5,952		7,947
6 賞与引当金			77,031		38,191
流動負債合計			474,211		525,451
固定負債					
1 退職給付引当金			20,735		27,191
2 資産除去債務			-		7,233
3 繰延税金負債			315		-
固定負債合計			21,050		34,424
負債合計			495,262		559,876
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			1,550,000		1,550,000
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金			504,824		504,824
(2) その他資本剰余金			-		840,448
資本剰余金合計			504,824		1,345,273
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			695,310		931,993
利益剰余金合計			695,310		931,993
株主資本合計			1,359,514		1,963,280
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			460		1,571
評価・換算差額等合計			460		1,571
純資産合計			1,359,974		1,961,708
負債・純資産合計			1,855,236		2,521,585

(2) 損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
1 委託者報酬		1,981,466		2,087,471	
2 運用受託報酬	* 1	847,294	2,828,761	1,119,624	3,207,095
営業費用					
1 支払手数料	* 1	905,690		983,355	
2 広告宣伝費		8,546		18,473	
3 公告費		1,105		4,353	
4 調査費		645,734		815,932	
(1) 調査費	* 1	311,467		375,917	
(2) 委託調査費	* 1	332,781		438,375	
(3) 図書費		1,485		1,640	
5 営業雑経費		105,417		153,663	
(1) 通信費		17,093		22,499	
(2) 印刷費		81,793		124,238	
(3) 諸会費		6,530	1,666,494	6,926	1,975,779
一般管理費					
1 給料		823,238		866,979	
(1) 役員報酬	* 2	27,399		35,800	
(2) 給料・手当		636,601		742,301	
(3) 賞与		159,237		88,877	
2 福利厚生費		100,145		84,635	
3 交際費		1,872		2,994	
4 寄付金		100		100	
5 旅費交通費		18,119		24,139	
6 法人事業税		5,590		8,453	
7 租税公課		4,707		5,779	
8 不動産賃借料		157,467		193,932	
9 退職給付費用		14,274		23,281	
10 賞与引当金繰入		77,031		38,191	

		前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
11 固定資産減価償却費		31,867		43,760	
12 移転費用		31,195		-	
13 諸経費	* 1	164,179	1,429,789	146,951	1,439,200
営業損失()			267,522		207,884
営業外収益					
1 受取配当金		216		237	
2 受取利息		554		261	
3 有価証券売却益		-		362	
4 有価証券償還益		-		22	
5 為替差益		50		-	
6 雑益		3,379	4,200	1,432	2,315
営業外費用					
1 為替差損		-		1,783	
2 有価証券償還損		32		-	
3 雑損		157	190	2	1,785
経常損失()			263,512		207,354
特別利益		-	-	-	-
特別損失					
1 固定資産除却損	* 3	15,990		241	
2 その他特別損失	* 4	413,708	429,698	26,796	27,038
税引前当期純損失()			693,211		234,392
法人税、住民税及び事業税			2,099		2,290
当期純損失()			695,310		236,682

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,200,000	1,550,000
当期変動額		
新株の発行	350,000	-
当期変動額合計	350,000	-
当期末残高	1,550,000	1,550,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	202,677	504,824
当期変動額		
新株の発行	350,000	-
資本準備金からその他資本剰余金への振替	47,853	-
当期変動額合計	302,146	-
当期末残高	504,824	504,824
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
合併による増加	-	840,448
資本準備金からその他資本剰余金への振替	47,853	-
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替	47,853	-
当期変動額合計	-	840,448
当期末残高	-	840,448
資本剰余金合計		
前期末残高	202,677	504,824
当期変動額		
合併による増加	-	840,448
新株の発行	350,000	-
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替	47,853	-
当期変動額合計	302,146	840,448
当期末残高	504,824	1,345,273

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	33,895	-
当期変動額		
利益準備金から繰越利益剰余金への振替	33,895	-
当期変動額合計	33,895	-
当期末残高	-	-
繰越利益剰余金		
前期末残高	81,748	695,310
当期変動額		
当期純損失()	695,310	236,682
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替	47,853	-
利益準備金から繰越利益剰余金への振替	33,895	-
当期変動額合計	613,562	236,682
当期末残高	695,310	931,993
利益剰余金合計		
前期末残高	47,853	695,310
当期変動額		
当期純損失()	695,310	236,682
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替	47,853	-
当期変動額合計	647,457	236,682
当期末残高	695,310	931,993
株主資本合計		
前期末残高	1,354,824	1,359,514
当期変動額		
合併による増加	-	840,448
新株の発行	700,000	-
当期純損失()	695,310	236,682
当期変動額合計	4,689	603,765
当期末残高	1,359,514	1,963,280

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	117	460
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	577	2,031
当期変動額合計	577	2,031
当期末残高	460	1,571
評価・換算差額等合計		
前期末残高	117	460
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	577	2,031
当期変動額合計	577	2,031
当期末残高	460	1,571
純資産合計		
前期末残高	1,354,706	1,359,974
当期変動額		
合併による増加	-	840,448
新株の発行	700,000	-
当期純損失()	695,310	236,682
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	577	2,031
当期変動額合計	5,267	601,734
当期末残高	1,359,974	1,961,708

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)								
<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1)</p> <p>(2) その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法より算定）によっております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>2．固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="236 949 746 1025"> <tr> <td>建物</td> <td>3～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～20年</td> </tr> </table> <p>(2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	建物	3～15年	器具備品	3～20年	<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式は、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>2．固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="895 949 1406 1025"> <tr> <td>建物</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～20年</td> </tr> </table> <p>(2) リース資産 同左</p> <p>3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p>	建物	15年	器具備品	3～20年
建物	3～15年								
器具備品	3～20年								
建物	15年								
器具備品	3～20年								

<p style="text-align: center;">前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）</p>
<p>4．引当金の計上基準</p> <p>(1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。</p> <p>退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法によっております。</p> <p>5．消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。</p>	<p>4．引当金の計上基準</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>5．消費税等の会計処理方法 同左</p>

会計処理方法の変更

<p style="text-align: center;">前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）</p>
	<p>（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失、経常損失はそれぞれ1,067千円、税引前当期純損失は1,496千円増加しております。</p> <p>（企業結合に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。</p>

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(貸借対照表) 前事業年度まで区分掲記しておりました「未収還付法人税等」(当事業年度548千円)は、資産の総額の100分の1以下であるため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)																
* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table data-bbox="209 860 751 943"> <tr> <td>建物</td> <td>6,200千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>35,609千円</td> </tr> </table> * 2 . 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記されているもののほか、各科目に含まれているものは次のとおりであります。 <table data-bbox="209 1128 751 1211"> <tr> <td>未払手数料</td> <td>2,857千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金</td> <td>10,000千円</td> </tr> </table>	建物	6,200千円	器具備品	35,609千円	未払手数料	2,857千円	その他未払金	10,000千円	* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table data-bbox="868 860 1410 943"> <tr> <td>建物</td> <td>21,783千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>59,352千円</td> </tr> </table> * 2 . 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記されているもののほか、各科目に含まれているものは次のとおりであります。 <table data-bbox="868 1128 1410 1211"> <tr> <td>その他未払金</td> <td>10,000千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>5,846千円</td> </tr> </table>	建物	21,783千円	器具備品	59,352千円	その他未払金	10,000千円	未払費用	5,846千円
建物	6,200千円																
器具備品	35,609千円																
未払手数料	2,857千円																
その他未払金	10,000千円																
建物	21,783千円																
器具備品	59,352千円																
その他未払金	10,000千円																
未払費用	5,846千円																

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																												
<p>* 1 . このうち関係会社との取引高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">7,029千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">11,536千円</td> </tr> <tr> <td>調査費</td> <td style="text-align: right;">1,647千円</td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td style="text-align: right;">20,000千円</td> </tr> <tr> <td>諸経費</td> <td style="text-align: right;">494千円</td> </tr> </table> <p>* 2 . 役員報酬の限度額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">取締役 年額</td> <td style="text-align: right;">200,000千円以内</td> </tr> <tr> <td>監査役 年額</td> <td style="text-align: right;">50,000千円以内</td> </tr> </table> <p>* 3 . 固定資産除却損は建物7,422千円、器具備品8,567千円であります。</p> <p>* 4 . その他特別損失は、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）に係る仲裁判断に基づき支払った金額であります。</p> <p>本件は、平成21年 4月28日に、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに解約代金に係わる和解あっせんの申立てがなされたことに関連して、当社及び申立人らが進めておりました和解あっせん手続に関するものであります。当社及び和解あっせん申立人らによる協議の結果、平成21年12月21日に仲裁合意が成立し仲裁手続に移行し平成22年 1月22日になされた仲裁判断に基づいて、当社が和解あっせん申立人らに対して支払いを行い、これを特別損失として計上したものであります。</p>	運用受託報酬	7,029千円	支払手数料	11,536千円	調査費	1,647千円	委託調査費	20,000千円	諸経費	494千円	取締役 年額	200,000千円以内	監査役 年額	50,000千円以内	<p>* 1 . このうち関係会社との取引高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">4,157千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">5,745千円</td> </tr> <tr> <td>調査費</td> <td style="text-align: right;">721千円</td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td style="text-align: right;">53,500千円</td> </tr> <tr> <td>諸経費</td> <td style="text-align: right;">2,670千円</td> </tr> </table> <p>* 2 . 役員報酬の限度額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">取締役 年額</td> <td style="text-align: right;">200,000千円以内</td> </tr> <tr> <td>監査役 年額</td> <td style="text-align: right;">50,000千円以内</td> </tr> </table> <p>* 3 . 固定資産除却損は器具備品241千円であります。</p> <p>* 4 . その他特別損失は、受入出向者負担金の見直しに伴う過年度影響額26,368千円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額428千円であります。</p>	運用受託報酬	4,157千円	支払手数料	5,745千円	調査費	721千円	委託調査費	53,500千円	諸経費	2,670千円	取締役 年額	200,000千円以内	監査役 年額	50,000千円以内
運用受託報酬	7,029千円																												
支払手数料	11,536千円																												
調査費	1,647千円																												
委託調査費	20,000千円																												
諸経費	494千円																												
取締役 年額	200,000千円以内																												
監査役 年額	50,000千円以内																												
運用受託報酬	4,157千円																												
支払手数料	5,745千円																												
調査費	721千円																												
委託調査費	53,500千円																												
諸経費	2,670千円																												
取締役 年額	200,000千円以内																												
監査役 年額	50,000千円以内																												

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,860株	7,000株	- 株	16,860株

（注）当事業年度に増加しました7,000株は、平成21年12月29日に実施しました株主割当による新株発行であります。

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	16,860株	7,225株	- 株	24,085株

（注）当事業年度に増加しました7,225株は、平成22年10月1日付のゼスト・アセットマネジメント株式会社との合併に伴う新株発行であります。

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）				当事業年度 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）			
1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品であります。				1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 同左			
(2) リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				(2) リース資産の減価償却の方法 同左 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
器具備品	22,549	13,319	9,229	器具備品	22,549	17,829	4,720
合計	22,549	13,319	9,229	合計	22,549	17,829	4,720
未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 4,716千円 1年超 5,141千円 合計 9,857千円				未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 4,254千円 1年超 886千円 合計 5,141千円			
支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失			
	支払リース料	5,699千円			支払リース料	5,069千円	
	減価償却費相当額	5,076千円			減価償却費相当額	4,509千円	
	支払利息相当額	598千円			支払利息相当額	353千円	

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額 相当額との差額を利息相当額とし、各期 への配分方法については、利息法によっ ております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はあ りません。</p>	<p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) 同左</p>

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。長期差入保証金は本社事務所にかかる敷金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況について経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2．参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	877,030	877,030	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券	3,775	3,775	-
資産計	880,806	880,806	-

注1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価については、公表されている基準価額によっております。

注2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	15,750
長期差入保証金	155,088

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

本社事務所の敷金である長期差入保証金は、当初から長期の入居を考えていることから退去年月を想定できないため、時価開示の対象としておりません。

注3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	876,774	-	-	-
(2) 投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	1,028	1,534	-	-
合計	877,802	1,534	-	-

注4．社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。長期差入保証金は本社事務所にかかる敷金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	1,405,679	1,405,679	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券	9,263	9,263	-
資産計	1,414,942	1,414,942	-

注1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価については、取引金融機関等から提示された基準価額によっております。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	15,750
関係会社株式	41,085
長期差入保証金	193,917

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

本社事務所の敷金である長期差入保証金は、当初から長期の入居を考えていることから退去年月を想定できないため、時価開示の対象としておりません。

注3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	1,405,302	-	-	-
(2) 投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	-	-	-	8,408
合計	1,405,302	-	-	8,408

注4 . 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（平成22年3月31日現在）

1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	3,775	3,000	775
	小計	3,775	3,000	775
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,775	3,000	775

5．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成23年3月31日現在）

1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（子会社株式 貸借対照表計上額41,085千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	9,263	10,835	1,571
	小計	9,263	10,835	1,571
合計		9,263	10,835	1,571

5．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	2,362	366	4
合計	2,362	366	4

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 （平成22年3月31日現在）	当事業年度 （平成23年3月31日現在）																
<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><u>退職給付債務</u></td> <td style="text-align: right;">20,735千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">20,735千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><u>勤務費用等</u></td> <td style="text-align: right;">14,274千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">14,274千円</td> </tr> </table> <p>4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。</p> <p>5．当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。</p>	<u>退職給付債務</u>	20,735千円	退職給付引当金	20,735千円	<u>勤務費用等</u>	14,274千円	退職給付費用	14,274千円	<p>1．採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><u>退職給付債務</u></td> <td style="text-align: right;">27,191千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">27,191千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><u>勤務費用等</u></td> <td style="text-align: right;">23,281千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">23,281千円</td> </tr> </table> <p>4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左</p> <p>5．同左</p>	<u>退職給付債務</u>	27,191千円	退職給付引当金	27,191千円	<u>勤務費用等</u>	23,281千円	退職給付費用	23,281千円
<u>退職給付債務</u>	20,735千円																
退職給付引当金	20,735千円																
<u>勤務費用等</u>	14,274千円																
退職給付費用	14,274千円																
<u>退職給付債務</u>	27,191千円																
退職給付引当金	27,191千円																
<u>勤務費用等</u>	23,281千円																
退職給付費用	23,281千円																

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成22年3月31日現在）	当事業年度 （平成23年3月31日現在）
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
（単位：千円）	（単位：千円）
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金 356,999	繰越欠損金 451,478
ソフトウェア損金算入限度超過額 54,329	ソフトウェア損金算入限度超過額 64,476
賞与引当金 31,344	未払費用否認 15,722
退職給付引当金 8,437	賞与引当金 15,540
未払費用否認 3,327	退職給付引当金 11,064
繰延資産償却超過額 2,395	その他 8,882
未払事業税否認 1,568	繰延税金資産小計 567,163
未払事業所税否認 481	評価性引当額 564,829
その他 136	繰延税金資産合計 2,334
繰延税金資産小計 459,019	繰延税金負債
評価性引当額 459,019	固定資産除去価額 2,334
繰延税金資産合計 -	繰延税金負債合計 2,334
繰延税金負債	繰延税金資産（負債）の純額 -
その他有価証券評価差額金 315	
繰延税金負債合計 315	
繰延税金資産（負債）の純額 315	
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 当期は税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 同左

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

共通支配下の取引等

1．取引の概要

(1) 結合当事企業及び当該事業の内容

結合当事企業の名称 ゼスト・アセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資顧問業

(2) 企業結合日

平成22年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式

(4) 結合後企業の名称

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

平成22年4月1日に株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社は、株式移転により共同持株会社であるNKSJホールディングス株式会社を設立し経営統合いたしました。当社はNKSJグループの資産運用機能の集中及び強化を図る目的で、平成22年10月1日に日本興亜損害保険株式会社の子会社であるゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併いたしました。

2．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づく、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

（資産除去債務関係）

当事業年度末（平成23年3月31日現在）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.68%～1.79%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高（注）	5,685千円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	1,438千円
時の経過による調整額	109千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円
その他増減額	-千円
当事業年度末残高	<u>7,233千円</u>

（注）当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（セグメント情報等）

（追加情報）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

セグメント情報

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	営業収益	関連するセグメント名
損保ジャパンひまわり生命保険株式会社	167,685	-
日本興亜損害保険株式会社	106,182	-
株式会社損害保険ジャパン	73,474	-

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

（単位：千円、千米ドル）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社 損害保険 ジャパン	東京都 新宿区	70,000,000	損害保険業	(被所有) 直接70%	1．株主割当増資による新株の発行(注1)	増資の受け入れ	490,000	-	-
						2．投資顧問契約に基づく資産運用の助言及び一任(注2)	運用受託報酬の受取り	7,029	-	-
						3．投資信託に係る事務代行の委託等(注3)	投信代行手数料の支払い	11,536	未払手数料	2,857
						4．保険契約(注4)	損害保険料の支払い	494	-	-
						5．LANの利用(注5)	LAN利用料の支払い	1,647	-	-
その他の関係会社	The TCW Group, Inc.	米国 カリフォルニア州	US\$195,297	資産運用会社 (持株会社)	(被所有) 直接30%	1．株主割当増資による新株の発行(注1)	増資の受け入れ	210,000	-	-
						2．株式投資に関する情報提供契約(注6)	情報料の支払い	20,000	その他未払金	10,000

注1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 株主割当増資による新株の発行は、平成21年12月29日を払込期日として、1株当たり100,000円の発行価額で7,000株の新株発行を行ったものであります。

(注2) 運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

(注3) 代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(注4) 損害保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

(注5) LAN利用料の支払いについては両社が合意した合理的に妥当と考えられる条件によっております。

(注6) 情報料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

子会社及び関連会社等との取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円、千米ドル)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の一任(注1)	運用受託報酬の受取り	153,065	未収運用受託報酬	83,134
						2. 団体定期保険の契約(注2)	生命保険料の支払い	648	-	-
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券株式会社	東京都新宿区	3,000,000	確定拠出年金業	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言(注3)	投資顧問料の支払い	27,766	未払費用	6,300
						2. 投資信託に係る事務代行の委託等(注4)	投信代行手数料の支払い	214,049	未払手数料	52,605
その他の関係会社の子会社	TCW Investment Management Company	米国カリフォルニア州	US\$25	投資顧問業及び投資信託委託業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任(注3)	投資顧問料の支払い	51,962	未払費用	16,264

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

(注2) 生命保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

(注3) 投資顧問料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(注4) 代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社損害保険ジャパン（当事業年度末においては、金融商品取引所には上場していません。）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

当事業年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等
記載すべき重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
記載すべき重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区	91,249,000	損害保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注1）	運用受託報酬の受取り	106,182	未収運用受託報酬	52,949

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

NKSJホールディングス株式会社（東京証券取引所・大阪証券取引所に上場）

なお、当社の親会社は平成22年10月1日付で株式会社損害保険ジャパンからNKSJホールディングス株式会社に異動しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

（ 1株当たり情報）

前事業年度 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）	当事業年度 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）
1株当たり純資産額 80,662.77円 1株当たり当期純損失金額（ ） 57,025.37円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 81,449.39円 1株当たり当期純損失金額（ ） 11,561.28円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）	当事業年度 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）
当期純損失（ ）（千円）	695,310	236,682
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（ ）（千円）	695,310	236,682
期中平均株式数（株）	12,193	20,472

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第27期中間会計期間 (平成23年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
(資産の部)		
流動資産		
1 現金・預金		1,471,054
2 未収委託者報酬		421,645
3 未収運用受託報酬		399,746
4 未収収益		38
5 その他		63,205
流動資産合計		2,355,690
固定資産		
1 有形固定資産	1	110,561
2 無形固定資産		4,543
3 投資その他の資産		
(1) 長期差入保証金		193,917
(2) その他		66,702
投資その他の資産合計		260,619
固定資産合計		375,725
資産合計		2,731,415

		第27期中間会計期間 (平成23年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
(負債の部)		
流動負債		
1 預り金		5,329
2 未払金		
(1) 未払手数料		184,958
(2) その他未払金		86,311
未払金合計		271,270
3 未払費用		230,761
4 未払法人税等		6,551
5 賞与引当金		45,274
6 その他	2	33,575
流動負債合計		592,762
固定負債		
1 退職給付引当金		32,087
2 資産除去債務		7,297
固定負債合計		39,385
負債合計		632,147
(純資産の部)		
株主資本		
1 資本金		1,550,000
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金		413,280
資本剰余金合計		413,280
3 利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		136,984
利益剰余金合計		136,984
株主資本合計		2,100,264
評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		996
評価・換算差額等合計		996
純資産合計		2,099,268
負債・純資産合計		2,731,415

(2) 中間損益計算書

		第27期中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
1 委託者報酬		1,162,976	
2 運用受託報酬		1,076,480	2,239,456
営業費用			
1 支払手数料		547,767	
2 広告宣伝費		8,914	
3 公告費		1,006	
4 調査費		526,024	
(1) 調査費		249,238	
(2) 委託調査費		275,220	
(3) 図書費		1,565	
5 営業雑経費		72,852	
(1) 通信費		10,991	
(2) 印刷費		55,612	
(3) 諸会費		6,249	1,156,564
一般管理費			
1 給料		608,611	
(1) 役員報酬		21,499	
(2) 給料・手当		566,120	
(3) 賞与		20,991	
2 福利厚生費		43,420	
3 交際費		2,952	
4 旅費交通費		16,241	
5 法人事業税		5,406	
6 租税公課		4,006	
7 不動産賃借料		115,821	
8 退職給付費用		16,588	
9 賞与引当金繰入		45,274	
10 固定資産減価償却費	1	19,598	
11 諸経費		64,225	942,147
営業利益			140,744

		第27期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業外収益			
1 受取配当金		90	
2 受取利息		99	
3 雑益		20	209
営業外費用			
1 為替差損		815	
2 雑損		2,008	2,824
経常利益			138,130
特別利益		-	-
特別損失		1	1
税引前中間純利益			138,129
法人税、住民税及び事業税			1,145
中間純利益			136,984

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第27期中間会計期間
 (自平成23年4月1日
 至平成23年9月30日)

株主資本

資本金

当期首残高	1,550,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,550,000

資本剰余金

資本準備金

当期首残高	504,824
当中間期変動額	
資本準備金からその他資本剰余金へ 振替	91,544
当中間期変動額合計	91,544
当中間期末残高	413,280

その他資本剰余金

当期首残高	840,448
当中間期変動額	
資本準備金からその他資本剰余金へ 振替	91,544
欠損填補	931,993
当中間期変動額合計	840,448
当中間期末残高	-

資本剰余金合計

当期首残高	1,345,273
当中間期変動額	
欠損填補	931,993
当中間期変動額合計	931,993
当中間期末残高	413,280

利益剰余金

繰越利益剰余金

当期首残高	931,993
当中間期変動額	
欠損填補	931,993
中間純利益	136,984
当中間期変動額合計	1,068,977
当中間期末残高	136,984

第26期中間会計期間
（自平成22年4月1日
至平成22年9月30日）

利益剰余金合計	
当期首残高	931,993
当中間期変動額	
欠損填補	931,993
中間純利益	136,984
当中間期変動額合計	1,068,977
当中間期末残高	136,984
株主資本合計	
当期首残高	1,963,280
当中間期変動額	
中間純利益	136,984
当中間期変動額合計	136,984
当中間期末残高	2,100,264
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,571
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	574
当中間期変動額合計	574
当中間期末残高	996
評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,571
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	574
当中間期変動額合計	574
当中間期末残高	996
純資産合計	
当期首残高	1,961,708
当中間期変動額	
中間純利益	136,984
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	574
当中間期変動額合計	137,559
当中間期末残高	2,099,268

重要な会計方針

項目	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)				
<p>1．資産の評価基準及び評価方法</p> <p>2．固定資産の減価償却の方法</p> <p>3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>4．引当金の計上基準</p> <p>5．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>有価証券</p> <p>(1) 子会社株式は、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) その他有価証券のうち、時価のあるものについては、中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち、時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～20年</td> </tr> </table> <p>(2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。 退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法によっております。</p> <p>消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。</p>	建物	15年	器具備品	3～20年
建物	15年				
器具備品	3～20年				

追加情報

第27期中間会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第27期中間会計期間 (平成23年9月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	100,612千円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1 減価償却実施額	有形固定資産 19,591千円 無形固定資産 7千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第27期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	24,085	-	-	24,085
合計	24,085	-	-	24,085
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2．配当に関する事項

当中間会計期間における剰余金の配当金支払額はありません。

（リース取引関係）

第27期中間会計期間
（自 平成23年 4 月 1 日
至 平成23年 9 月30日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

器具備品であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額(千円)	中間期末残高相当額 (千円)
器具備品	19,039	16,574	2,465
合計	19,039	16,574	2,465

未経過リース料中間期末残高相当額

1年内 2,698千円

1年超 - 千円

合計 2,698千円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 2,534千円

減価償却費相当額 2,254千円

支払利息相当額 92千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

（金融商品関係）

第27期中間会計期間（平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2．参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	1,471,054	1,471,054	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券	9,838	9,838	-
資産計	1,480,892	1,480,892	-

注1．金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価については、取引金融機関等から提示された基準価額によっております。

注2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	15,750
関係会社株式	41,085

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

第27期中間会計期間（平成23年9月30日）

1．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式41,085千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載してありません。

3．その他有価証券

	種 類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差 額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小 計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	9,838	10,835	996
	小 計	9,838	10,835	996
合計		9,838	10,835	996

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第27期中間会計期間（平成23年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	7,233千円
時の経過による調整額	64千円
当中間会計期間末残高	<u>7,297千円</u>

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

第27期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第27期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社損害保険ジャパン	313,317	-
日本興亜損害保険株式会社	256,513	-
損保ジャパンひまわり生命保険株式会社（注）	85,521	-

（注）損保ジャパンひまわり生命保険株式会社は、平成23年10月1日に日本興亜生命保険株式会社と合併し、商号をNKSJひまわり生命保険株式会社に変更しております。

（ 1株当たり情報）

第27期中間会計期間 （自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）	
1株当たり純資産額	87,160円80銭
1株当たり中間純利益金額	5,687円55銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第27期中間会計期間 （自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）
中間純利益	136,984千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	136,984千円
普通株式の期中平均株式数	24,085株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

5 その他

<訂正前>

(略)

(2) 訴訟事件その他の重要事項

当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、解約代金に係わる和解あっせんの申立てがなされました。その後、当社と和解あっせんの申立人らとの協議の結果、仲裁合意が成立し仲裁手続きに移行しました。当社は、仲裁人によりなされた仲裁判断に基づき、約413百万円を支払い、これを第25期事業年度に特別損失として計上いたしました。

委託会社は、平成22年10月1日付でゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、商号を損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社へ変更いたしました。

<訂正後>

(略)

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(1) 受託会社

(略)

資本金の額

247,303百万円（平成22年9月末現在）

(略)

<再信託受託会社の概要>

(略)

資本金の額 : 50,000百万円（平成22年9月末現在）

(略)

(2) 販売会社

(単位：百万円、平成22年9月末現在)

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000	
リテラ・クリア証券株式会社()	3,794	

()リテラ・クリア証券株式会社は、平成23年8月1日より募集の取扱いを開始する予定です。

・当ファンドの委託会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社は、当初設定に限り自己が発行した当ファンドの受益権を自ら募集する場合があります。

(3) 投資顧問会社

名称

ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー

資本金の額

3億スイスフラン（平成22年12月末現在）

25,908百万円（1スイスフラン=86.36円換算）

(略)

<訂正後>

(1) 受託会社

(略)

資本金の額

247,369百万円（平成23年9月末現在）

(略)

<再信託受託会社の概要>

(略)

資本金の額 : 50,000百万円（平成23年9月末現在）

(略)

(2) 販売会社

(単位：百万円、平成23年9月末現在)

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196	
フィデリティ証券株式会社	5,207	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
むさし証券株式会社	5,000	
楽天証券株式会社	7,495	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794	
ソニー銀行株式会社	31,000	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名称

ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー

資本金の額

3億スイスフラン(平成23年12月末現在)

24,807百万円(1スイスフラン=82.69円換算)

(略)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月11日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年1月30日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスイス・グローバル・リーダー・ファンドの平成23年7月29日から平成23年12月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スイス・グローバル・リーダー・ファンドの平成23年12月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月2日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（旧会社名 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社）の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（旧会社名 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社）の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月25日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。